

芦屋町公共下水道（污水）
包括管理業務委託

入札説明書

令和 8 年 10 月

北九州市上下水道局
下水道部下水道計画課

目 次

第 1 入札全般に関する事項.....	1
1 競争入札に付する事項.....	1
2 競争入札参加資格.....	1
3 総合評価の方法.....	3
4 競争入札参加資格審査の申請.....	3
5 申請手続等	3
6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明.....	5
7 入札説明会	5
8 入札説明書、要求水準書等に対する質問.....	5
9 入札に参加する者が 1 者である場合の措置.....	6
1 0 入札書及び提案書の提出.....	6
1 1 提案書のヒアリングの実施の有無.....	7
1 2 開札等	7
1 3 落札者の決定方法.....	8
1 4 入札結果の公表に関する事項.....	9
1 5 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明.....	9
1 6 評価内容の確保.....	9
1 7 施設の現場見学会・資料の閲覧等.....	10
1 8 その他の留意事項.....	10
第 2 競争参加資格確認申請書等作成要領.....	12
1 提出書類	12
2 提出部数	12
3 作成上の留意事項.....	12
第 3 技術提案書作成要領.....	13
1 提出書類	13
2 技術提案書の提出部数.....	13
3 作成上の留意事項.....	13

入札説明書

令和8年(2026年)10月20日付けで公告した芦屋町公共下水道(汚水)包括管理業務委託に係る一般競争入札については、関係法令(条例、規則、要綱等も含む。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

北九州市上下水道局長 廣中忠孝

第1 入札全般に関する事項

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

芦屋町公共下水道(汚水)包括管理業務委託

(2) 概要

芦屋町公共下水道(汚水)施設の包括的管理業務を委託するもの。

※詳細は要求水準書等を参照のこと。

(3) 履行場所

福岡県芦屋町一円(下水道計画区域内)

(4) 契約期間

契約締結日から令和19年(2037年)3月31日まで

ただし、契約締結日から令和9年(2027年)3月31日までは業務引継ぎ期間とし、費用については受注者の負担とする。

(5) 入札手続きの種類

この案件は、入札手続において技術提案書(以下「提案書」という。)の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

2 競争参加資格

(1) 参加形態

入札に当たっては統括管理業務、運転保守管理業務、ストックマネジメント計画に基づく管路調査業務、ストックマネジメント計画作成業務を適切に実施できる体制を整えること。また、業務の再委託については、要求水準書に示す統括管理業務を除いて可能とするが、運転保守管理業務、ストックマネジメント計画に基づく管路調査業務、下水道ストックマネジメント計画作成業務について再委託先(協力企業)を含めて体制を組む場合には、再委託先(協力企業)との協定書等の契約関係を証明する資料を添付すること。

上記の業務を実施する体制を整えたグループを「応募グループ」とする。

このため、参加形態としては以下を想定している。

ア 単独企業

イ 応募グループ（単独企業 ＋ 協力企業）

ウ 応募グループ（共同企業体構成企業）

エ 応募グループ（共同企業体構成企業 ＋ 協力企業）

(2) 資格要件（共通事項）

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。登録がない企業は、「4 競争入札参加資格審査の申請」に基づき登録手続きを行うこと。
- ウ 北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱に掲げる措置要件に該当し、本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- オ 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行ったものであって契約の相手方として不適当と北九州市上下水道局長（以下「上下水道局長」という。）が認めるものでないこと。
- カ 本件入札に参加する単独企業、応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員として参加していないこと。
- キ 公募資料等を検討するために北九州市がアドバイザー業務を委託した以下の法人と資本面若しくは人事面において密接な関連がないこと。

（ア）株式会社三水コンサルタント

(3) 資格要件（業務に関する事項）

単独企業、または応募グループの代表企業が以下に示す要件のいずれかを満たしていること。

- ア 下水道法（昭和33年法律第79号）で規定する下水道終末処理場のうち、現有処理能力1日当たり5千立方メートル以上で標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる施設において、水処理施設から汚泥処理施設（濃縮・消化・脱水までの工程を有する）を併せた一連の維持管理業務を、単独又は共同企業体

の代表構成員が３年以上履行した実績があること。

- イ 上水道施設または下水道施設の包括的民間委託の統括（総括）管理責任者として３年以上履行完了した実績を有すること。

３ 総合評価の方法

本件競争入札は総合評価方式で採点を行うが、総合評価点（以下「評価値」という。）は次の各号の定めに基づき決定する。

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格評価点＝価格評価点に配分された得点の満点 × （1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額/予定価格）

（価格評価点は、小数点第１位を四捨五入するものとする。）

- (2) 技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、入札説明書（別表）芦屋町公共下水道（汚水）包括管理業務委託落札者決定基準に基づき、評価するものとする。

- (3) 総合評価は、入札者の価格評価点と技術評価点を合計した値（評価値）をもって行う。

- (4) 評価値（２００点満点）＝価格評価点（１００点満点）＋技術評価点（１００点満点）とする。

４ 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、「５申請手続等」に記載の手続きと並行して、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 ０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和８年（２０２６年）１１月９日（月曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下日曜日等）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

５ 申請手続等

- (1) 申請書、入札説明書、要求水準書等の交付期間及び方法

この公告の日から令和８年（２０２６年）１２月３日（木曜日）まで北九州市下水道局下水道計画課ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「１８その他の留意事項（１２）」に示す所管課にて配布する。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

- ・所管課での配布は、日曜日等を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで

・北九州市上下水道局下水道計画課ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、要求水準書等の設計図書については、入札日までの間、「18 その他の留意事項（12）」に示す所管課において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法

本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格審査調書その他の必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争参加資格の有無について上下水道局長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。この場合、単独企業のみで入札に参加する場合は単独企業用を、応募グループとして入札に参加する場合は応募グループ用を提出すること。電送(ファックス、電子メール等)により提出されたものは、受け付けない。

郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 様式第1号「競争参加資格確認申請書」

(イ) 様式第2号「競争参加資格審査調書」

(ウ) 様式第3号「業務受託実績調書」

(エ) 業務実績を有していることを証する契約書の写し

(オ) 様式第4号「応募グループ調書」

(カ) 応募グループにおける業務の実施を確約する覚書もしくは協定書の写し

※(オ)及び(カ)は、「2(1)参加形態」で示した業務すべてを単独企業のみで実施する場合は、不要とする。

イ 提出期限

令和8年(2026年)11月9日(月曜日)午後5時まで

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

18その他の留意事項(12)に示す所管課

(イ) 郵送の場合

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局長(北九州市上下水道局下水道部下水道計画課)宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争参加資格確認申請書在中」の旨を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。
- (イ) 応募グループで参加する場合は、ア(イ)～(エ)は、構成員全員分を提出すること。
- (3) 競争参加資格の確認については、申請書等の提出期限日から7日以内に行うものとする。結果(競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、上下水道局長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 上下水道局長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書、要求水準書等に対する質問

- (1) 入札説明書、要求水準書等に対する質問がある場合においては、次のとおり、様式第5号「質問書」を提出すること。

ア 提出方法

書面により持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。ファックス又は電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年(2026年)10月20日(火曜日)から
令和8年(2026年)11月26日(木曜日)午後5時まで
(日曜日等を除く。)

ウ 提出先

18 その他の留意事項(12)に示す所管課

FAX 093-582-2533

E-mail sui-gesuikeikaku@city.kitakyushu.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
なお、北九州市上下水道局ホームページにも掲載を行う。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)11月30日(月曜日)までに開始し、
令和8年(2026年)12月2日(水曜日)までとする。
(日曜日等を除く。)

イ 閲覧場所

18その他の留意事項(12)に示す所管課

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札書及び提案書の提出

- (1) 「5申請手続等(3)」の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書(入札書に記載される入札価格に対応した入札金額積算内訳書(参考様式を参照)を含む。)及び提案書(添付書類を含む。以下同じ。)を提出するものとする。

ア 提出日時及び提出場所

(ア) 持参の場合

a 提出日時

令和8年(2026年)12月3日(木曜日)午後5時まで

b 提出場所

18その他の留意事項(12)に示す所管課

(イ) 郵送の場合

a 令和8年(2026年)12月3日(木曜日)午後5時までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

b 送付先

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課 宛

イ 提出方法

- (ア) 持参又は郵送によるものとし、電送(ファックス、電子メール等)による提出は受け付けない。入札代理人が持参する場合は、別途入札書に付随する委任状を提出すること。

なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

- (イ) 入札書及び入札金額積算内訳書を一の封筒に入れ、封をして、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。封

筒は二重とし、外封筒は封をして、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。郵送する場合は、更に「親展」と記載すること。

なお、再入札を予想する場合は、再入札書及び再々入札書(3回目の入札を予想する場合に限る。)をそれぞれ別の内封筒に入れ、封をして、「業務委託名」及び「入札参加者名」を明記した上で「再入札書」(又は「再々入札書」)と記入したものを同封すること。

(ウ) 提案書については(イ)の封筒とは別にして、提出するものとする。郵送の場合は、「技術提案書在中」を明記し、「親展」と記載するとともに、「入札参加者名」を記載すること。

(エ) (イ)の封筒及び(ウ)の封筒を更に一の封筒に入れ、「業務委託名」及び「入札書・技術提案書在中」並びに「親展」と記載するとともに、「入札参加者名」を記載して、ア(イ)の送付先へ送付すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回までとする(2回目以降は、引き続き行う。)。なお、再入札において、再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす(再々入札も同様とする。)

(4) 入札金額積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札金額には契約書(案)に規定する物価変動による増減額は含まない。

11 提案書のヒアリングの実施の有無

ヒアリングは実施しない。

12 開札等

(1) 入札書は、以下の日時において開札し、入札金額積算内訳書は入札書の開札後にすべての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

日時 令和8年(2026年)12月15日(火曜日)午前9時

場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所 4階 総務課会議室

- (2) 提出した入札書及び入札金額積算内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (4) 「1 0 入札書及び提案書の提出」の方法によらないで提出された入札書及び入札金額積算内訳書並びに提案書(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とする。
- (5) 北九州市物品等供給契約の入札事務に関する規定、入札心得に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて「2 競争入札参加資格」に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (6) 入札金額積算内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。入札金額積算内訳書が添付されていない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)も、当該入札書を無効とする。
- (7) 提案書の提出がない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)は、当該入札書を無効とする。
- (8) 無効とした入札書及び入札金額積算内訳書は、返却しないものとする。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 評価値が最も高い者が2 者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。

この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が2 者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。(くじの日時及び場所については、別途指示する。)
- (3) 入札説明書に基づかない提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。
- (4) 最低制限価格は設定しない。
- (5) 低入札価格調査

北九州市業務委託低入札価格調査試行実施要領に基づく低入札価格調査の対象業務となる。

 - ア 低入札価格調査を実施する基準となる価格を「調査基準価格」という。
 - イ 最低の価格が調査基準価格を下回った場合、入札者全員に、落札者の決定を一

時保留し、低入札価格調査を実施する旨を告げて入札を終了する。

- ウ 調査基準価格を下回った申し込みをした者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない。
- エ 調査基準価格を下回った申し込みをした者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。
- オ その他詳細は、北九州市業務委託低入札価格調査試行実施要領によるものとする。

1 4 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果(申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者の入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値並びに落札者の商号又は名称を含む。)について所管課での閲覧及び北九州市上下水道局ホームページにより公表を行うものとする。

1 5 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日の日数は、算入しない。)以内に、上下水道局長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 上下水道局長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日の日数は、算入しない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 6 評価内容の確保

- (1) 落札者の提案書に記載された内容について、落札者はこれを満たす履行をしなければならない。また、このことによる契約金額の変更は行わない。
- (2) 技術提案の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受注者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受注者の責任において再履行又は瑕疵の補修を行うものとする。
- (3) 要求水準書等において履行方法を指定しない部分の業務に関して、上下水道局長が提案内容を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。
- (4) 委託者は、提案書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

17 施設の現場見学会・資料の閲覧等

提案書作成に係る浄化センター等の現場見学、運転管理データ及び完成図書・図面等の資料閲覧は次の各号のとおりとする。

- (1) 現場見学及び資料閲覧を行う場合は、様式第6号「現場見学会及び資料閲覧申込書」に必要事項を記入し、希望する日の7日以上前に提出すること(様式第6号は持参又はE-mailで受け付ける。)
- (2) 現場見学会における北九州市担当者による現地での説明は原則として行わない。
なお、質問がある場合には、書面により下水道計画課に対して問合せを行うものとする。
- (3) 現場見学会での完成図書・図面等の貸出しは実施しない。

18 その他の留意事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、規則により免除される場合がある。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、落札者が北九州市上下水道局契約規程において準用する北九州市契約規則第25条第7項各号の一に該当する場合は免除。
- (3) 契約書(案)

北九州市上下水道局ホームページへ掲載するほか、所管課において閲覧に供する。
- (4) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等及び提案書は、返却しない。なお、情報公開条例の規定により、開示する場合がある。
 - エ 提出された申請書等及び提案書は、競争入札参加資格の確認及び技術提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。
 - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行

うことがある。

キ 提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者に競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、上下水道局長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書等及び提案書の提出並びに入札に当たっては、北九州市物品等供給契約の入札事務に関する規定、入札心得に準じて実施する。

(8) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること。(消せるボールペンは不可)

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(11) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(12) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2480

FAX 093-582-2533

E-mail sui-gesuikeikaku@city.kitakyushu.lg.jp

第2 競争参加資格確認申請書等作成要領

1 提出書類

提出を求める申請書等は、次のとおりとする。

(1) 業務委託名

芦屋町公共下水道（汚水）包括管理業務委託

ア 様式第1号「競争参加資格確認申請書」

イ 様式第2号「競争参加資格審査調書」

ウ 様式第3号「業務受託実績調書」

エ 業務実績を有していることを証する契約書の写し

オ 様式第4号「応募グループ調書」

カ 応募グループにおける業務の実施を確約する覚書もしくは協定書の写し

※(オ)及び(カ)は、単独企業で参加する場合は、不要とする。

2 提出部数

正本1部

3 作成上の留意事項

- (1) 競争参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。
- (2) これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。
- (3) 応募グループで参加する場合は、1提出書類(1)の(イ)～(エ)は、構成員全員分を提出すること。
- (4) 応募グループで参加する場合は、1提出書類(1)の(オ)は、応募グループで1部のみ提出すればよい。
- (5) 1提出書類(1)の(エ)の書面が添付されていない場合は、当該資格又は実績を有しているとは認めない。

第3 技術提案書作成要領

1 提出書類

技術提案書は、落札者決定基準及び様式第8号～第13号に従ってに従って、次に示す様式(各様式に指定された添付書類も含む。)により提出すること。

※技術提案書に記載した内容は、入札価格で実現できるものとみなすので、別途費用が必要な内容は記載しないこと。

(1) 技術提案書(表紙)(様式第7号)

- ・技術提案書(正本)表紙
- ・技術提案書(副本)表紙

(2) 技術提案書(様式第8号～13号)

- ・技術提案書(正本)
- ・技術提案書(副本)

2 技術提案書の提出部数

正本1部(添付書類を含め、入札参加者名がわかるもの)

副本2部(添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外した
もの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば社
名をA社とするなど。)

なお、正本及び副本とも、紙ベース(両面印刷)による提出と併せてそれぞれ電子データ
(CD-ROM 又は DVD-ROM 1枚によること)も提出すること。

様式に係る電子媒体の保存形式は「入札説明書に添付された様式による Microsoft
Word で保存されたファイル」に限るものとし、これ以外の保存形式(PDF 形式、Microsoft
Excel 形式、画像形式等)は認めない。

様式以外の添付資料等については、スキャナー等で読み込み PDF 形式にて電子化する
こと。

3 作成上の留意事項

技術提案書については、必要に応じて様式の中に図、表等を用いて分かりやすいよう記
載すること。

※提出する提案書の用紙は、日本産業規格「A4 判」縦置き左綴じ(横書き)とし、提案
書は市販のフラットファイル(サイズ: A4 縦)に綴じて提出すること。

※表紙は、「技術提案書(正本)表紙(様式第7号 a)」、「技術提案書(副本)表紙(様式第7
号 b)」、を使用すること。

※文字の大きさは10.5ポイント以上とする(図表については、必要に応じて10.5ポイ
ント未満も可とする。)

※色の指定はないが、白黒複写を行った場合においても、内容が理解できるようにする

こと。

※技術提案書(様式8号～13号)において、各様式におけるページ数は指定しないが、合計10枚以内で作成すること。

※提案に当たっては、できる限り定量的に示すこと。定量的に表すことが不可能な場合には、できる限り具体的に記述すること。

※要求水準書のコピーや「要求水準書のとおり」といった記述に終始しないこと。